

**東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出
された放射性物質による町内の環境への影響を確認するた
めの放射線量の測定に関する基準値及び対応について**

寒 川 町

1. 除染の目安とする空間放射線量の基準値

(1) 目的

町内の放射線による影響を極力抑えるため、国の定める基準や指針などをもとに、町独自の基準値を定めるとともに、その対応を下記のとおり定める。

(2) 考え方

国は、「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年 9 月 9 日 危対第 2 号通知）」に基づく基本方針及び「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針（平成 23 年 10 月 21 日 文部科学省通知）」から、国への報告や除染の目安とする測定は地表から 1 m 高さの空間線量率とし、追加被ばく線量が年間 20mSv（ミリシーベルト）未満の地域は、国の長期的目標値として、追加被ばく線量が年間 1mSv 以下を目指すとしている。

また、文部科学省による「学校等における放射線測定の手引き（平成 23 年 8 月 26 日 文部科学省 日本原子力研究開発機構）」より、学校内における除染の目安は地上 50cm(中学校以上では 1 m)で毎時 $1 \mu\text{Sv}$ （マイクロシーベルト）以上としている。

(3) 基準値

- ① 子どもが関わるような場所は地上 50 cmにおいて毎時 $0.23 \mu\text{Sv}$
- ② その他の場所は地上 1 mにおいて毎時 $0.23 \mu\text{Sv}$
- ③ 地上 1 cmでは毎時 $0.59 \mu\text{Sv}$

*追加被ばく線量：自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量

*毎時 $0.23 \mu\text{Sv}$ = 年間 1mSv を換算すると毎時 $0.19 \mu\text{Sv}$ + 自然界に元々存在する放射線量の全国平均毎時 $0.04 \mu\text{Sv}$

*年間 1 mSv = $1,000 \mu\text{Sv} \div$ 毎時 $0.19 \mu\text{Sv} \times$ (屋外 8 時間 + (屋内 16 時間 \times 0.4 (木造家屋にいる場合の遮蔽効果)) \times 365 日

*毎時 $0.59 \mu\text{Sv}$ = 年間 1 mSv (= $1000 \mu\text{Sv}$) \div 1680 時間(学校において屋外で活動する時間を 8 時間 \times 年間学校開校日 212 日)

寒川町の基準値と国の基準（目安）

	寒川町	環境省 重点地域指定基準、長期的目標	文部科学省 報告目安	文部科学省 学校目安	文部科学省 学校除染 ガイドライン
地上1m(小 学校・保育 園は50cm)	0.23 μ Sv/h	0.23 μ Sv/h	周辺平均 +1 μ SV/h	1 μ Sv/h	地上50cm (中学校以上 は1m)
地上1cm	0.59 μ Sv/h				

2. 放射線量の測定

(1) 町内の一般的な空間放射線量の確認

町内の一般的な空間放射線量を確認するため、代表的な場所として、小中校及び保育園並びに代表的な公園の空間放射線量の測定を行い公表する。

(2) 周辺より放射線量の高い可能性のある公共施設の空間放射線量の確認

町は、(1)以外においても、公共施設で、周辺より放射線量の高い可能性のある場所についても測定を行い公表する。

3. 放射線量が基準値を超えた場合の対応

(1) 町は、測定結果が基準値を超えた場合は、数値が下がるまで可能な範囲で簡易な除染（除去や清掃）を行う。

*簡易な除染(除去や清掃)とは、側溝の泥の除去、落ち葉の回収、樹木の剪定、水による洗浄、ブラッシングなど。

(2) 簡易な除染後は再測定を行い、測定結果は町ホームページなどで公表する。

(3) 公共施設における除染後の堆積物等については、適切な場所に保管すると共に記録を作成し管理する。

4. 文部科学省への報告

地上1 mの空間放射線量率が周辺より毎時1 μ Sv以上の高い数値が確認された場合は、文部科学省へ報告する。

また、この場合で除染が容易でない場合は、文部科学省へ協力要請を行う。